

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2016年11月号

※本ニュースレターは、[英文](#)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Decree No. 134/2016/NĐ-Cp の発表: 輸出入関税に関する Law No. 107/2016/QH13 が定める規定およびその施行に関する詳細ガイダンス

今般、ベトナム政府は、輸出入関税に関する Law No. 107/2016/QH13 が定める規定に関する詳細ガイダンスとして、Decree No. 134/2016/NĐ-CP (以下「Decree 134」) を発表した。2016年9月1日付で発効し、Decree No. 87/2010/NĐ-CP と差し替えられる。

Decree 134 は、基本的に、輸入関税の免除、控除および還付に関する諸問題にガイダンスを示すものであり、主な内容は以下のとおりである。

(1) 輸出品生産を目的として輸入される物品に対する輸入関税

1) 輸入関税の免除

Decree 134 は、輸出品の生産を目的として輸入される原材料、資材、部品、半製品および完成品に対する輸入関税が免除される場合について、以下を含む明確な事例を示している。

- 原材料、資材(梱包材または包装そのものを含む)、部品および半製品を輸入し、直接品を構成する場合、または、輸出製品には直接組み込まれないが製造過程で使用する場合
- 完成品を輸入し、組み立てて輸出する場合、または、別の製品と組み合わせて梱包し、一製品として輸出する場合
- 保証付きの輸出品について、部品交換を行うために代替りの部品を輸入する場合
- 販売、交換または消費目的ではなく、見本品として輸入する場合

したがって、企業が、輸入関税を免除されるには、以下の基準を満たしている必要がある。

- ベトナム国内に、自社の輸出品製造施設を有すること、ならびに、輸出品生産を目的として輸入される原材料、資材および部品を加工するのに適した製造所において、製造用機械設備および使用権を有すること。また、税関規定に基づき、当該製造所の届出を行っていること

- 輸入した原材料の使用に当たり、税関在庫の期末申告を行っていること。輸出品生産のために実際に輸入した物品に関して、免税対象となる原材料、資材および部品の価格または量を正確かつ公正に申告していなければならない

2) 輸入関税の還付

納税者が、上記に基づく輸入関税の免除適用を受けずに生産および取引の過程で輸入関税を納付した場合でも、後日、輸入した物品を使用して完成品を製造し、ベトナム国外または非関税地域に実際に輸出した場合は、対応する輸入関税の還付を受けることができる。

(2) 投資優遇プロジェクトの固定資産建設・製造を目的として輸入される物品に対する輸入関税の免除

Decree 134 には、以下を含む規定が補足されている

- 投資プロジェクトの優遇措置対象部分にかかわる固定資産を建設・製造するために輸入される物品は、個別に計上および記録され、かつ、当該優遇措置対象部分に直接利用される場合に限り輸入関税が免除される
- 投資奨励地区で立ち上げられた投資プロジェクトに関して、当該プロジェクトの生産にかかわる固定資産を建設・製造するために輸入される物品に対しては、輸入関税が免除される。ただし、当該プロジェクトが投資奨励業種に該当する場合を除く

1) 非関税地域で製造された物品に対する輸入関税

Decree 134 には、非関税地域で生産され、ベトナム国内で販売される物品に対する輸入関税について詳細が示されている。これにより、輸入した原材料を使用して非関税地域で生産、再生および組立てを行い、国内で販売する場合は、国内での販売を目的として輸入される通常の輸入品と同様の関税率および課税価格が適用される。

2) 特別投資優遇措置の対象プロジェクトにかかわる
原材料、資材および部品の輸入は、生産開始から
5 年間、輸入関税を免除

Decree 134 の下、上記生産開始日の決定に関する規定が変更された。旧規定に基づき開始日の決定は、これまで経済特区管理委員会(Economic Zone Management Board)または各省の商工局(Department of Industry and Trade)が行ってきたが、Decree 134 に基づき今後は、通関手続を行う前に納税者自身の責任で税関当局に自己申告することとなった。生産開始日とは、正式に生産を開始した日であり、試作期間は含まない。

3) 免税書類および手続

関税免除リストは、Decree 134 の下、「(関税免除リストの登録)から「(同)通知」に定義が改められた。これまで税関当局は、関税免除リストが 10 日以内に登録されているかどうかの確認を行ってきたが、今後は、当該リストの受領状況、関係資料の提出および説明の要否ならびに免税が適用されない場合は、その旨をプロジェクトの担当者に遅くとも 3 営業日以内に通知することとなる。

4) その他主なガイダンス

上記に加え、Decree 134 には、以下の重要なガイダンスが含まれている。

- 定期的に輸入される物品、非商用目的で輸入される物品、寄贈品および贈答品ならびに国際宅配便で輸入される物品に対する免税額についての具体的な規定
- 再輸出目的で一時輸入される物品に関して免税措置を受けるには、納税者は、金融機関が発行した保証状または税関当局の国庫金口座に納付した際の入金証明書を提出する必要がある
- 特別な場合、管轄の税関当局は、輸入関税の免除対象となる特定品目リストを発行しなければならない

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 qtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.